

坂戸都市計画特別用途地区の変更（坂戸市決定）

告示年月日
令和8年2月25日

坂戸都市計画特別用途地区を次のように変更する。

坂戸市

種類	面積	備考
特別工業地区	約 24.6ha	(地区) 片柳地区 (面積) 約 0.1ha 減 (制限の内容) 特別工業地区内の建築物の制限は建築条例による。
合計	約 24.6ha	

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

都市計画道路片柳石井線の整備に伴い、幹線道路沿道にふさわしい土地利用を誘導するため、用途地域を変更することに合わせ、特別用途地区を本案のとおり変更するものです。